

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成26年 7 月14日)

開催日及び場所			平成26年6月24日（火曜日） 研修第二教室	
委員			荒島裕雅（荒島裕雅税理士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所） 寺田昌人（寺田公認会計士事務所）	
審議対象期間			平成26年1月1日～平成26年3月31日	
審議対象案件			153件 うち、1者応札案件33件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件			16件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 10.5%) (抽出率 12.1%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	
			該当なし	
			工事希望型競争	
			該当なし	
		その他の指名競争		該当なし
	随意契約		2件	
	業務	一般競争	4件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	
			該当なし	
			簡易公募型競争	
			該当なし	
		その他の指名競争		該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	
			該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	
			該当なし	
			標準型プロポーザル	
			該当なし	
		その他の随意契約		該当なし
	一般競争		7件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	

物品・役務等	指 名 競 争	該当なし
	随意契約（企画競争・公募）	該当なし
	随意契約（その他）	1 件
(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	1 狩猟巡視委託業務（FZ1）とはどのような業務か。 また、予定価格の積算はどのように行ったのか。	1 狩猟巡視委託業務とは、シカ狩猟期間において、委託者が国有林内の巡視によりハンターのマナーの啓発、林道の入口等に設置される狩猟図面等の確認及び放置者が不明な場合のシカの残滓の処理等を行う業務である。 また、予定価格の積算は、ほとんどが労務単価であり、公表されている単価を用いている。
	2 特に3月に契約が集中しているが理由はあるのか。	2 平成25年度の補正予算に係る公共工事によるもので、補正予算の成立時期により契約時期が左右される。
	3 公共工事では落札率が高く、その他工事（E2）では公共工事に比べ落札率に低い傾向にあるが理由はあるのか。	3 公共工事については、歩掛や単価等については、HP等で公表されており、これら歩掛等により積算すれば、ほぼ予定価格に近い積算ができると考えている。 一方、その他工事については、積算要領等が定められていないことから、複数の業者から見積書を徴し予定価格を決定する方法を用いているため、公表される情報がないことから、業者間の競争性が働き、公共工事に比べ比較的低い落札率になったものと考えている。
	4 抽出案件をみると、再入札を行う際、辞退者が多く見受けられるが理由はあるのか。	4 入札会場等において、1番札の金額を公表しており、その金額を踏まえて再入札を辞退する業者もあるものと考えている。

	5 各事業ごとの入札参加資格を持っている業者の内、入札参加者の参加割合を把握することはできるのか。 6 工事等で入札参加者が少ないが原因は何か。 また、対策はあるのか。 7 生産事業の説明案件D1 「工事内訳書の分析」の各入札参加者の工事費の比率をみると、突出して高い金額で積算している項目がある。当該者は落札者ではないが、この者が落札した場合問題は生じないのか。 また、発注者が求めたとおりの成果となっているか等の確認はどのように行っているのか。 8 指名停止の期間及び指名停止を発する時期については、決まりがあるのか。	5 公共事業は北海道森林管理局に資格申請していることから概ね把握できるものと考ええるが、物品や役務については全省庁統一資格を条件としており、登録者が多く把握することは困難と考える。 6 昨今の北海道の公共工事は増加の傾向にあり、事業体が工事を選べる状況にある。一方、これまで公共事業が縮減されてきたことから、技術者や機械が不足している状況にある。このようなことから、昨年度辺りから1社入札を含め入札参加者が少ない傾向にあると考えている。 これらの傾向を踏まえ、今年度は、出来るだけ早期発注に向け努力してきたところである。 7 予定価格の範囲内であれば落札者となる。高い金額で積算されている項目は除雪及び検知業務であるが、これらについては、積雪量や出材量等の見込に差異があったものと考えられる。 また、各物件毎に監督職員と検査職員を任命しており、監督職員の現場確認や検査職員の数量確認等を通じて確認を実施している。 8 指名停止期間については、その内容等により停止期間が工事請負契約指名停止等措置要領で定められている。 また、指名停止を発する時期については、その事実を知り得た時となっている。
委員会による意見の具申又は勧告内容 〔これらに対し部局長が講じた措置〕	今回の審議案件については、適切に行われていたと判断する。	

事務局：北海道森林管理局総務企画部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成26年6月24日（火曜日） 研修第二教室			
委員	荒島裕雅（荒島裕雅税理士事務所） 野口幹夫（中島・野口法律事務所） 寺田昌人（寺田公認会計士事務所）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	該当なし			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
委員会の審議結果				